



優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

シャワールームユニット

Shower room Units

BLS SU:2025

2025年4月21日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビニガ**

目 次

優良住宅部品認定基準

シャワールームユニット

第1章 総則

I. 総則

第2章 認定基準

I. 通則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

1.2.3 健康上の安全性の確保

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

1.4.2 シャワールームユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

1.4.2.3 施工時における環境配慮

1.4.2.4 使用時における環境配慮

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

2.2.2 確実な供給体制の確保

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

3.2 使用に関する情報提供

3.3 維持管理に関する情報提供

3.4 施工に関する情報提供

III. 附 則

優良住宅部品認定基準

シャワールームユニット

第1章 総則

I. 総則

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲

住宅のほか、宿泊施設、福祉・介護施設、病院、集会場、事務所、運動施設、又は店舗に設置するものを対象とし、浴室としての機能を有する構造的に自立した室形のユニットで、シャワー水栓と洗い場があり、シャワー浴を行うものに適用する。

2. 用語の定義

- a) ユニット内寸法：シャワールームユニットの内法寸法をいう。
- b) ユニット外寸法：シャワールームユニットの外法寸法をいう。
- c) 設置必要寸法：シャワールームユニットを設置するために必要な空間の寸法をいう。
- d) 腰掛：シャワールームユニットの壁又は床に固定された腰掛、または、床などと一体で成型されたものをいう。
- e) ハンドシャワー：シャワーヘッド及びシャワーホースで構成され、手で自由に動かすことができるシャワーをいう。
- f) 固定式シャワー：シャワーヘッドが天井や壁に固定されたシャワーをいう。
- g) シャワースライドバー：シャワーの取付高さや角度を調整する機能をもつシャワースライドバーをいう。
- h) 手すり兼用シャワースライドバー：シャワーの取付高さや角度を調整する機能をもつシャワースライドバーで動作補助手すりとして用いることができるスライドバーをいう。
- i) 手すり等：シャワールームユニットに設置する動作補助手すり及び手すり兼用シャワースライドバーをいう。
- j) 器具排水管：排水トラップの下流側に接続する排水管で、排水横枝管に接続するところまでの配管をいう。
- k) 出入口の有効な幅員：折り戸及び開き戸の建具の厚み（タオル掛け、レバーハンドル等は除く）、引き戸の引き残しを考慮した通行上有効な幅員をいう。
- l) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- m) 消耗品：取替えパーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているものをいう。
- n) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。
当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- o) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

シャワールームユニットの構成は表－1 による。

表－1 シャワールームユニットの構成

構成部品名		構成の別(注)	備 考
床、壁及び天井		●	
出入口扉		●	
出入口扉枠		●	
防湿型照明器具		●	照明はLED とする。
照明器具の電線ケーブル		●	
天井点検口		●	照明器具、換気設備の点検等が行えるものとする。
壁点検口		△	配管等の点検等が行えるものとする。
排水トラップ		●	
ヘアキャッチャー		●	
器具排水管		●	
器具排水管固定金具		●	
配管接続金具		○	湯水混合水栓に組み込まれているもの（デッキタイプ等）でもよい。
シャワーヘッド		○	1. シャワーホースを含む。 2. シャワーフックを含む。ハンドシャワーの場合は高さの異なるフックを複数設けるか、シャワースライドバーを設置すること。
給水栓	湯水混合水栓	○	湯水混合水栓は、サーモスタットを必須とする。
	単水栓	△	
シャワースライドバー		△	
手すり兼用シャワースライドバー		△	手すり兼用シャワースライドバーの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり）」によるものとする。
手すり	（洗い場での姿勢保持）	△	各種手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり）」によるものとする。
	（洗い場での立ち座り用）	△	
	（出入口脇設置用）	△	
手すり用補強材		△	
腰掛		△	
タオル掛		△	
梁型対応部品		△	
換気グリル		△	
収納棚		△	
鏡		△	
アクセサリ類		△	
給水管、給湯管		△	
換気装置接続枠		△	
窓接続枠		△	
非常通報装置又は呼出しボタン		△	
ランドリーパイプ		△	
ランドリーパイプ用フック		△	

注) 構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、表－2 によるものの他、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

表－2 構成部品の材料

材料名	規格
鋼材、アルミ材	鋼材、アルミ材の場合は、防錆、防食の処理を施したものであること。
木材	防腐、防蟻の処理を施したものであること。また、割れ、狂いが生じないものであること。
その他	耐酸性、耐アルカリ性を有し、防錆、防食の処理を施すなど耐久性を有するものであること。
配管材料	配管は、耐久性を有する材料のものであること。なお、ここでのいう耐久性を有する材料とは、以下の仕様規定によるもの、又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。 < 例示仕様 > 1) 排水管 ① JIS K 6741:2016 (硬質ポリ塩化ビニル管) に定める VP 又は VU ② JIS K 9798:2006 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管) に定める RF-VP 2) 給水管 ① JWWA K 116:2015 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) ② JIS K 6742:2016 (水道用硬質塩化ビニル管) ③ JIS H 3300:2018 (銅及び銅合金の継目無管) に定める C 1220 T ④ JIS K 6769:2013 (架橋ポリエチレン管) ⑤ JIS K 6778:2016 (ポリブテン管) 3) 給湯管 ① JIS H 3300:2018 (銅及び銅合金の継目無管) に定める C 1220 T ② JIS K 6769:2013 (架橋ポリエチレン管) ③ JIS K 6778:2016 (ポリブテン管)

5. 施工の範囲

シャワールームユニットの施工範囲は、原則として表－3 のとおりとする。

表－3 施工範囲

工事項目	詳細	分類	備考
ユニット本体	床、壁、天井及び扉の組み立て工事	S	
照明器具	基準面より最寄の電気ボックスまでの配線工事。 ただし、その接続は除く。	S	
排水管	基準面内の排水管の取付工事	S	
水栓	水栓類取付用の穴開け工事	S	
手すり	手すり取付のための補強材の取付工事 手すりの取付け工事	0	
窓接続枠	躯体側のサッシとユニット側の窓接続枠との接合工事	0	
換気装置類	取付用穴開け、補強工事 乾燥機能付きの場合のランドリーパイプ用のフック取付工事	0	
アクセサリ類	アクセサリ類の取付のための補強材の取付工事 アクセサリ類の取付工事	0	
水栓	水栓器具及び配管接続金物の取付工事	0	

S (Standard construction) : 標準工事

0 (Option construction) : オプション工事

6. 寸法

a) シャワールームユニットのユニット内寸法は表－4 による。

表－4 シャワールームユニットのユニット内寸法 (mm)

間口	奥行	高さ	備 考
700～1,800 ※1	700～1,800 ※1	特に定めない ※2	※1 表に示す寸法の範囲は標準とし、上限は定め ない。 ※2 換気扇等の設置寸法、建具の高さ、排水勾配 等に支障のない寸法とする。

b) ユニットの基準面は、ユニットがその内に納まるように、ユニット側で設定し、寸法を決めること。ユニットとその他の部分との接合用部品（出入口枠等）は、基準面を貫いて両側の空間にまたがってもよい。給水、給湯等の配管の立ち上がり部分のスペース、換気ダクトスペース等は建築との調整により設けるものとし、ユニットの基準面内に含めなくても良い。

c) 高さ方向の基準面は、周囲地盤（G.L）より下にならないように設定すること。ただし、ユニット設置部分の地盤面に湿気防止等の処置がされている場合は、この限りでない。

d) シャワールームユニットの最小のユニット内寸法は、表－5 の寸法とする。

表－5 シャワールームユニットの最小のユニット内寸法

間口	奥行	高さ	備考
700 mm以上	700 mm以上	洗い場床面（平均）から 1,950mm 以上とし、 改修の場合は、既存の浴室に応じた高さ	

e) 窓に対するユニット側調整代は、X, Y, Z 方向についてそれぞれ±10 mm以上の調整ができること。

f) 出入口の有効な幅員は、出入りに支障がないものとし、550 mm以上であること。

Ⅱ. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 浴室内の照度

浴室内における照度は、「照度試験」に基づく試験を行い、浴室内の規定する 5 点（洗い場上部の高さ 850mm の位置）の平均照度は、75lx 以上であること。

＜試験：BLT SU-01「照度試験」＞

b) 各接合部等の耐湿性及び点検口の蒸気漏れ

各接合部等及び点検口は、「耐湿性試験」に基づく試験を行い、約 70℃の湯を 7L/min の出湯量で 1 時間連続給湯した後、排水管を除く各部材及び接合部に使用上支障となる変形、異常がないこと。また、点検口等から蒸気がもれないこと。

＜試験：BLT SU-02「耐湿性試験」＞

c) 各接合部、扉枠の水密性及びに扉からの水の直接飛散防止

各接合部、扉枠の水密性及びに扉からの飛散防止性能は、「散水試験」に基づく試験を行い、空調用噴霧ノズルを用いて噴霧させた結果、各接合部より外側へ、水漏れ、浸潤がないこと。また、扉と扉枠との隙間並びに扉ガラリ部から外部へ、直接水の飛散のないこと。

＜試験：BLT SU-03「散水試験」＞

d) 各部の水はけ

ユニット床部及び腰掛等は、水だまりがないこと。

e) 給気

出入口扉は、給気用ガラリを設けるなど、機械換気のための給気ができるようになっていること。

f) 給水栓の性能

給水栓の性能は、JIS B 2061: 2023（給水栓）によるものとする。

g) 器具排水管の性能

1) 器具排水管の性能は、シャワーの排水に十分な管径を有し、勾配が有効にとられており、ユニット本体に固定されていること。

① 器具排水管の管径は、呼び径 50mm とする。

② 器具排水管の勾配は、1/50～1/100 とする。

2) 器具排水管と排水横枝管との接続は、ユニット基準面の位置において行えるものであること。

h) 防水パンの水密

防水パンの水密は、「水張り試験」に基づく試験を行い、出入口扉枠下端と床のシール部及び器具排水管については、水を満たして 30 分放置した後も水漏れが生じないこと。

＜試験：BLT SU-04「水張り試験」＞

i) 給水・給湯管の水密

給水・給湯管は、「配管の漏れ試験」に基づく試験を行い、漏れが生じないこと。

＜試験：JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.4 a)「配管の漏れ試験（給水・給湯管）」＞

j) 扉及び錠の水密

扉枠内部には水が入り込まず、錠については、中へ入り込んだ水がたまらない構造であること。

k) 出入口扉の開閉操作

出入口扉は円滑に開閉できること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 壁及び鏡の耐衝撃

壁及び鏡の耐衝撃は、「壁の衝撃試験」に基づく試験を行い、壁に、総質量 15 kg の砂袋を用いて衝撃を加え、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のはく離が生じないこと。また、鏡は、同様の衝撃を加え、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこと。

＜試験：BLT SU-05「壁の衝撃試験」＞

b) 壁のたわみ

壁のたわみは、「壁に対するたわみ」に基づく試験を行い、壁の中央部に、98N の水平荷重を加え、最大変形量が 7mm 以下であること。また、手すり等取付部の壁の中央部に 600N の水平荷重を加え、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、がたつきが生じないこと。

＜試験：JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.3 d)「壁に対するたわみ」＞

c) 床の耐衝撃

床の耐衝撃性は、「床の衝撃試験」に基づく試験を行い、洗い場の中央部に、総質量 7 kg の砂袋を用いて落下衝撃を加え、変形、ひび割れ、破損が生じないこと。

＜試験：BLT SU-06「床の衝撃試験」＞

d) 床の耐鉛直荷重

床の耐鉛直荷重は、「床の静荷重試験」に基づく試験を行い、洗い場の中央部に質量 100 kg のおもりを載せ、1 時間後の洗い場の床の中央部の変形量が 3mm 以下であること。また、ひび割れ、破損、目地の剥離等が生じないこと。

＜試験：BLT SU-07「床の静荷重試験」＞

e) 手すり等の耐水平・鉛直荷重

手すり等の耐水平・鉛直荷重は、第三者性を有する機関等により「動作補助手すりの水平・鉛直荷重試験」に基づく試験を行い、手すり等に、600N の水平・鉛直荷重を加えた時、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、がたつきが生じないこと。また、手すり等取付部への散水試験により、水が外部へ漏れないこと。

＜試験：優良住宅部品性能試験方法書（歩行・動作補助手すり）の 4.「動作補助手すりの水平・鉛直荷重試験」（BLT RW-04）＞

f) 手すり等の変形

手すり等の変形は、「動作補助手すりの変形試験」に基づく試験を行い、手すり等の中央部に 600N の荷重をかけ、除荷後の残留変形量がスパン L の 1/500 以下であること。

＜試験：優良住宅部品性能試験方法書（歩行・動作補助手すり）の 5.「動作補助手すりの変形試験」（BLT RW-05）＞

g) 腰掛の耐荷重

腰掛の耐荷重は、「腰掛の耐荷重試験」に基づく試験を行い、腰掛の先端部に質量 150 kg のおもりを 3 分間載せ、使用上支障のある変形、ひび割れ、破損等が生じないこと。

＜試験：BLT SU-08「腰掛の耐荷重試験」＞

h) 塗装タイプの化粧板及びFRP板の硬さ

1) 塗装タイプの化粧板の場合は、「硬さ試験（鉛筆ひっかき試験）—塗装タイプの化粧板」に基づく試験を行い、ユニットの試験片を 5 回鉛筆でひっかいた時、すり傷発生が 2 回未満となる鉛筆の硬度が HB 以上であること。

＜試験：BLT SU-09「硬さ試験（鉛筆ひっかき試験）—塗装タイプの化粧板」＞

2) FRP板の場合は、「硬さ試験（バーコル硬度）—FRP板」に基づく試験を行い、ユニット試験片のバーコル硬度が 30 以上であること。

＜試験：BLT SU-10「硬さ試験（バーコル硬度）—FRP板」＞

i) 各種化粧板の密着性

各種化粧板の場合は、「密着性試験—各種化粧板」に基づく試験を行い、セロハン粘着テープをユニット試験片に接着させ、それを引き剥がしたとき、試験片の表面層のはがれがないこと。

＜試験：BLT SU-11「密着性試験—各種化粧板」＞

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形、加工上の安全性

ユニット各部の形、加工状態は、人体に対して安全であること。なお、見えがかり箇所は、ばり、めくれ、ガラス繊維の露出、又は鋭利な突起物がないこと。

b) 洗い場内でのすべりにくさ

洗い場の床は、「セラミックタイル試験方法—第12部：耐滑り性試験方法」に基づく試験を行い、滑り抵抗係数（C.S.R・B）が0.6以上であること。

＜試験：JIS A 1509-12：2020（セラミックタイル試験方法—第12部：耐滑り性試験方法）＞

c) 洗い場内での転びにくさ

洗い場全体に使用者がバランスを崩すような傾斜がないこと。

d) 構成部品の落下防止

構成部品の落下により使用者が怪我をするおそれがあるもの（例：天井点検口のふた、鏡）は、落下防止の対策がされていること。

e) 出入口扉のガラスの破損防止

出入口扉にガラスを使用する場合は、使用者が転倒したときなどに破損のおそれがないこと。

＜例示仕様＞

建設省建築指導課長通達『「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」について』（昭和61年5月31日付け建設省住指発第116号、同117号）に基づいた措置が施されていること。

f) 出入口扉の構造

出入口扉は、緊急時に外から開くことが可能な構造で、内締まり錠の場合は、外からの開錠が可能であること。

g) 電気器具・配線の電氣的安全

電気器具・配線は、電氣的安全を有するものであること。

＜例示仕様＞

- 1) 照明器具、電線管用ボックス、電線ケーブルの仕様は、電気用品安全法に基づく「電気用品の技術基準」によること。
- 2) 照明器具は、原則として口出し線又は電源電線を直接接続する端子を設けること。なお、口出し線を用いる場合は、電線管用ボックスを必ず設けること。
- 3) 口出し線及び接続端子に接続するケーブルは、JIS C 3342:2012（600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV））に定める VVF または JIS C 3605:2022（600V ポリエチレンケーブル）に定める EEF（/F）並びに CEF（/F）とすること。
- 4) ボックス又は照明器具を金属製とする場合は、接地が施せること。
- 5) 電線が金属部を貫通する場合は、直接触れないよう措置してあること。

h) 電気設備の絶縁抵抗力及び絶縁耐力

- 1) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗値は、第三者性を有する機関等により、BLT SU-02「耐湿性試験」の後に「絶縁抵抗」に基づく試験を行い、1MΩ以上であること。

＜試験：JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の8.7 電気絶縁試験 a)「絶縁抵抗」＞

- 2) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁耐力は、第三者性を有する機関等により、絶縁抵抗試験の後「絶縁耐力」に基づく試験を行い、連続して1分間耐えること。

＜試験：JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.7 電気絶縁試験 b)「絶縁耐力」＞

- 3) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の耐湿絶縁抵抗値は、第三者性を有する機関等により、BLT SU-02「耐湿性試験」の直後に「耐湿絶縁」に基づく試験を行い、耐湿絶縁抵抗値は 1MΩ 以上であること。

＜試験：JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.7 電気絶縁試験 c)「耐湿絶縁」＞

i) 照明器具のグローブ

照明器具のグローブは、通常の使用状態で変形、破損、ひび割れ、焦げつきが生じないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 排水トラップ

- 1) 排水トラップは、排水管内の臭気や害虫が浴室内に入り込まないものであること。
- 2) 排水トラップは、二重トラップとならないように設けること。
- 3) 水封式排水トラップの封水深は、50mm 以上とする。

b) 床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー）

床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー）は、「ヘアキャッチャーの性能試験」に基づく試験を行い、捕集率は 80% 以上で、かつ捕集後も使用上支障のない排水性能を有すること。

＜試験：BLT SU-12「ヘアキャッチャーの性能試験」＞

c) 給水栓部

給水栓部は、接触してもやけどをしないこと。

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

a) 化粧金属板、塗装ステンレス板の耐食性

化粧金属板又は塗装ステンレス板の場合は、「耐食性試験—化粧金属板、塗装ステンレス板」に基づく試験を行い、傷の両側 3mm 以外の部分の割れ、はがれ、錆が生じないこと。

＜試験：BLT BU-13「耐食性試験—化粧金属板、塗装ステンレス板」＞

b) FRP 板の耐酸性

FRP 板の場合は、「耐酸性試験—FRP 板」に基づく試験を行い、表面の 10 ヶ所のバーコル硬度の平均値が 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと。

＜試験：BLT BU-14「耐酸性試験—FRP 板」＞

c) FRP 板の耐アルカリ性

FRP 板の場合は、「耐アルカリ性試験—FRP 板」に基づく試験を行い、表面の 10 ヶ所のバーコル硬度の平均値が 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと。

＜試験：BLT BU-15「耐アルカリ性試験—FRP 板」＞

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 シャワールームユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。
- b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。
- b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。
- c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。
- d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
 - 1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること
 - 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。
- e) 製造時の環境汚染を防止していること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 梱包材料の使用量を削減していること。
- b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。
- c) 梱包材が複合材のものにあつては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。
- d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。
- e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) エネルギーの消費量が削減できること。
- b) 水の消費量が削減できること。
- c) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。
- b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
 - 1) 材料ごとの分離が容易であること。
 - 2) 再資源化が容易な材料を使用していること。
 - 3) 種類ごとに材料名の表示があること。
 - 4) 再資源化を実施していること。
- b) 廃棄時に汚染を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a) 又は b) により生産管理が行われていること。

- a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。
- b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

① 工場の概要

- i) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
- ii) 工場の従業員数
- iii) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

- i) 工程（作業）フロー

2) 品質管理

次の掲げる方法により品質管理が行われていること。

① 製造・加工・検査の方法

当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査方法が規定されている場合は、当該設備及び方法により製造、加工及び検査が行われていること。

② 社内規格の整備

次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、作業指示書等（以下、「社内規格等」という。）が整備され、適切に運用されていること。

- a. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関する事項
- b. 購買品（原材料を含む）の管理に関する事項
- c. 工程（作業）ごとの管理項目及びその管理方法、及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
- d. 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
- e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
- f. 苦情処理に関する事項

③ 工程の管理

- a. 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。
- b. 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
- c. 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理

製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格

等に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。

⑤ 外注管理

外注管理が社内規格等に基づいて適切に行われていること。

⑥ 苦情処理

苦情処理が社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

⑦ 品質保持に必要な技術的生産条件の確保

- a. 品質管理が計画的に実施されていること。
- b. 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
- c. 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 防水機能の瑕疵 5年
- 2) 1)以外の部分又は機能 2年

<免責事項>

- 1 適用範囲以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形や関連する設備機器など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合
- 6 塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象
- 7 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 8 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 9 火災・爆発事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 10 消耗部品の消耗に起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

- a) 一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。
- b) 将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備され

ていること。

- c) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。
- d) 排水トラップは、容易に清掃及び点検が可能な措置が講じられたものであること。
- e) 部品部材は、据付後もユニット内部から容易に修理等が可能であること。
- f) 手すり等は、取替えパーツの交換時に妨げにならないような位置に取り付けられていること。
- g) 天井点検口及び選択構成部品の壁点検口は、点検作業が行いやすいような位置、大きさであること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品において、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
 - 1) 部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。
 - 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は部品の設計耐用年数を設定していること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。
- e) 壁・天井構成部品は、浴室内部から交換ができること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理体制の構築等

維持管理体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。

- a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。
- b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。
 - 1) 内法寸法（間口×奥行×高さ）
 - 2) 脚位置
 - 3) 給水・給湯・排水管接続位置
 - 4) 点検口位置
 - 5) 出入口扉枠寸法
 - 6) ユニットの基準面寸法
 - 7) ユニットの基準面内に給水、給湯等の配管の立ち上がり部分のスペース、換気ダクトスペース等を含まない場合は、配管の立ち上がりスペース等の必要寸法
 - 8) 手すり等の設置可能範囲及び補強位置
- b) 設置する躯体床面の不陸対応
ユニットは、躯体床面の不陸に対しユニットの水平を確保するために、アジャスターボルト等により±10mm以上の調整ができること。
- c) 照明器具の電線ケーブル
照明器具の電線ケーブルの長さは3m以上とし、JEAC8001-2022（内線規程）の「1315-1 屋内配線の中性線及び接地側電線の標識」により色分けすること。ただし、ジョイントボックスを設ける場合は、1.5m以上とする。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

次のような施工方法・納まり等に関する事項について施工要領書等で明確になっていること。

- a) 施工の範囲及び手順
 - 1) シャワールームユニットの設置
- b) 施工上の留意事項等
 - 1) 躯体床面の不陸に対する、アジャスターボルト等による調整方法
 - 2) 給水栓の取付条件及び注意事項
- c) 関連工事の留意事項
 - 1) 当該部品の組立・設置と、関連工事の施工者等が行う設置前及び設置後の建築・設備工事等の区分の明示
 - 2) 現場での据置・取付手順、特殊工具、留意点
 - 3) 下地の確認、取付後の検査及び仕上げ
- d) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 内法寸法（間口×奥行×高さ）
- b) 設置必要寸法（間口×奥行×高さ）
- c) 出入口の有効な幅員
- d) 出入口の段差寸法
- e) 材質
- f) 色
- g) 総質量
- h) 点検口位置
- i) 手すり等の設置位置（手すり等を設置する場合）
- j) 腰掛の耐荷重（腰掛を設置する場合）
- k) シャワーの性能（節湯の有無を含む）

3.2 使用に関する情報提供

- a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
 - 3) 製品の使用方法
 - 4) 使用者が維持管理すべき内容
 - 5) 日常の点検方法
 - 6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
 - 7) 製品に関する問い合わせ先
 - 8) 消費者相談窓口
- b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。
- c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
- d) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。

3.3 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容
- d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報
- b) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記の保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求が出来ることが明記されていること。

Ⅲ. 附 則

1. この認定基準（シャワールームユニット BLS SU:2025）は、2025 年 4 月 21 日から施行する。

優良住宅部品認定基準（シャワールームユニット）

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（シャワールームユニット）」の制定内容等を補足的に説明するものである。

I 制定内容

1. 基準制定の背景

「住宅の良好な温熱環境の実現に資する住宅部品研究会 浴室ユニットワーキング（2020.9～2021.3）」において、良好な温熱環境を実現するための水回りの新たな住宅部品開発のアイデアを取りまとめた中で、浴室内での溺水事故を防止するためのアイデアとして、浴槽を使用しない入浴方法が考えられることが提案されたことから、新規に優良住宅部品認定基準（以下、B L 認定基準という）「シャワールームユニット」を制定した。今回のB L 認定基準においては、現在市場で多く供給されている、標準的なシャワールームユニットの基準を制定した。

II 要求事項の根拠

1. 適用範囲 【I. 1】

新築、改修用を認定の対象とし、設置可能な用途は、住宅のほか、2023 年度に当財団で行った「シャワールームユニットの市場調査」結果から、シャワールームユニットとして供給の多い用途を対象とした。

2. 用語の定義 【I. 2】

B L 認定基準「浴室ユニット」の用語の定義の内容に加え、ユニット内寸法、ユニット外寸法、設置必要寸法、腰掛、ハンドシャワー、固定式シャワー、シャワースライドバー、手すり兼用シャワースライドバーの用語を定義した。

3. 部品の構成 【I. 3】

ヘアキャッチャーを必須構成部品とし、シャワーヘッド及び給水栓はセットフリー部品とした。シャワースライドバー及び腰掛は選択構成部品とした。給水栓のうち、湯水混合水栓については、サーモスタットを必須とした。その他の構成部品は、B L 認定基準「浴室ユニット」と同様とした。

4. 材料 【I. 4】

配水管の例示仕様に JIS K 6741:2016（硬質ポリ塩化ビニル管）に定める VU 及び、JIS K 9798:2006（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）に定める RF-VP を設定した。その他の材料は、B L 認定基準「浴室ユニット」と同様とした。

5. 施工の範囲 【I. 5】

シャワールームユニットの施工の範囲は、B L 認定基準「浴室ユニット」の工事項目から浴槽を除いて同様とした。

6. 寸法 【I. 6】

寸法については、2023 年度に行った「シャワールームユニットの市場調査」結果から、シャワールームユニットに適用するユニット内寸法は、間口及び奥行が 700 mm～1,800 mmとした。高さについては、特に定めない。

シャワールームユニットの最小のユニット内寸法は、間口及び奥行が 700 mm以上とした。高さについては、洗い場床面（平均）から 1,950mm 以上とし、改修の場合は、既存の浴室に応じた高さとした。

7. 各接合部等の耐湿性及び点検口の蒸気漏れ 【Ⅱ. 1.1 b)】

B L 認定基準「浴室ユニット」では、JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.2「耐湿試験」を引用しているが、当該試験が浴槽を用いた試験方法のため、シャワールームユニットでは浴槽を用いない試験方法を新たに設定した。

8. 壁のたわみ、手すり等の耐水平・鉛直荷重 【Ⅱ. 1.2.1 b)、e)】

B L 認定基準「浴室ユニット」では、B L 認定基準「歩行・動作補助手すり」の動作補助手すりの水平・鉛直荷重試験を設定しているが、シャワールームユニットでは、試験を実施しやすいよう、手すり単体と壁パネルを分けた試験方法とした。

9. 腰掛の耐荷重 【Ⅱ. 1.1 b)】

シャワールームユニットに腰掛を設置する場合は、腰掛の耐荷重試験を行い、使用上支障のある変形、ひび割れ、破損等が生じないことを要求した。本試験は、腰掛の耐荷重 100 kgを想定し、安全性を考慮し 1.5 倍した質量 150 kgのおもりを使用して試験を実施する。

10. 床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー） 【Ⅱ. 1.2.3 b)】

床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー）については、B L 認定基準「洗面化粧ユニット」を参考に、ヘアキャッチャーの性能試験を設定し、トレーサー（かつら用の直毛状態の髪の毛）を 80%以上捕集できることを要求した。

11. 適切な品質保証の実施 【Ⅱ. 2.2.1 b)】

無償修理保証の対象及び期間は、防水機能の瑕疵は 5 年、それ以外の部分又は機能は 2 年とした。防水機能の瑕疵は、防水パン本体、および防水パン、壁、天井、扉枠などの各接合部の水密に関する瑕疵を想定している。

12. 適切な施工の担保 【Ⅱ. 2.3】

手すり等の位置の変更にも対応できるよう、手すり等の設置可能範囲及び補強位置を設計図書に記載することとした。

13. 適切な施工方法・納まり等の確保 【Ⅱ. 2.3.2 b) 2)】

施工上の留意事項等として、給水栓の取付条件及び注意事項を施工要領書等に記載することとした。

14. 基本性能に関する情報提供 【Ⅱ. 3.1】

設置必要寸法（間口×奥行×高さ）、シャワーの性能（節湯の有無を含む）、腰掛の耐荷重（腰掛を設置する場合）について、カタログその他の図書又はホームページにより情報提供することとした。

Ⅲ その他

1. 基準改正の履歴

【2025 年 4 月 21 日公表・施行】

新規制定